

# 第12部—1（第9章） 制裁

## 第60条 （制裁の種類）

制裁の種類は次のとおり。

警告

譴責

降格

失格

罰金

賞金、メダル等の返還

自転車競技に関連する活動の資格停止

自転車競技に関連する活動の永久資格停止

教育的処置

他の懲戒処置

資格停止、ライセンス取消しを含む懲戒については本連盟が決定し公告する。

## 第61条 （制裁の適用）

制裁の適用範囲は、本連盟加盟団体、本連盟登録者および登録者ではないが本連盟/加盟団体が認可/主催した大会/活動の参加者、チーム、自転車競技主催者、競技者代理人、JCF 諸規定に拘束される人、JCF のために代表し/働いている人/組織、チーム/自転車競技主催者のために代表し/働いている人/組織を含む。

1. 警告と懲戒を除いて、UCI 規則違反に対する制裁は、違反時に有効である UCI 定款または規則に従って下される。
2. 所属する登録者または外国人に対して国内連盟が加える制裁は、すべての加盟国内連盟において適用される。
3. 制裁は、当事者への通知または国内連盟による公告の時点で効力を発する。
4. 制裁は結合して課することができる。
5. 繰返し違反には、罰金額または資格停止期間の 2 倍まで加算できる。

## 第62条 （制裁の内容）

制裁の内容は、UCI 規則第 XII 部第 III 章による。

1. 警告  
警告は制裁規則の内容の注意喚起である。
2. 譴責  
譴責は違反者本人に対する非難の公式表現である。譴責は公式な書面である。
3. 罰金
  - (1) 国際競技における罰金は、UCI 規則に基づき、付表 2-2, 2-3, 3-3 による。国内競技大会における罰金は、これに準じ、大会特別規則による。
  - (2) ペナルティが付表 3-3 に掲げられていない場合でも、重大な違反を犯したライセンス保持者は、コミセールにより直ちに失格とされ得る。
  - (3) レース中の出来事が自転車競技または UCI のイメージ、世評、利益を損なうものである場合、ライセンス保持者は懲戒委員会に召還され、UCI 条項 12.1.005.2 によりペナルティを科される。
4. 降格  
競技中の違反行為に対し、違反競技者の順位を、影響を与えた競技者より下位にする。
5. 失格
  - (1) 失格競技者は、問題の競技において、その競技結果を無効とし、すべての順位から除外され、すべての賞典、ポイントおよびメダルを失う。競技規則、登録者規程に対する著しい違反の場合、当該種目または当該競技大会から除外される。
  - (2) 失格とは、競技の出走前に違反が見つかった場合、出走を禁止されることであり、また競技中に発覚した場合、競技から除外されることである。
  - (3) もし、スタートの拒否または失格が事前に適切に科されなかった場合、その違反は除外または失格のかたちで事後に適切に制裁される。
  - (4) 条項に特に述べられていなくても、失格した競技者またはチームの順位は、すべての順位が常に占められるように、次位の競技者またはチームを繰り上げる。  
トラック競技においては、競技者またはチームが各種目の 1 つのラウンドから失格した場合、その

種目の前段ラウンドからのいかなる競技者またはチームも順位が繰り上がることはない。2人以上の競技者またはチームが直接対戦するトラック競技の場合、失格等の原因となったラウンドにおける直接的な競技において対戦していないならば、いかなる競技者またはチームも失格した競技者またはチームの順位を得ることはできない。

- (5) ステージ・レースで失格した競技者は、ペナルティを受けたレースの期間中は他の競技に参加することを許されない。

#### 6. 賞の返還

賞を返還するように命じられた者または団体は、受け取った利益、特に賞金および象徴的な品(メダル、カップ、ジャージ等)を、改訂された順位に従って再配分する主催者に1ヶ月以内に返還しなければならない。通知から1ヶ月以内に賞を返還しなかった場合、賞が返還されない間、自動的に資格停止となる。

#### 7. 資格停止

重大な違反および懲戒に値するライセンス所有者は、資格停止を受ける。資格停止は、本連盟が決定する。

- (1) ① 資格停止は、大陸自転車競技連合、国内連盟のもとで実施されるスポーツ活動への参加の権利およびUCI、大陸自転車競技連合、国内連盟およびそれらの所管または関連団体のいかなる活動にも参加する権利を、当該当事者がいかなる立場でも、資格停止になった当事者から剥奪する。
- ② 自転車競技規則に従って決定された資格停止は、他のスポーツを監理する団体の規則または適用される法律に従い、他のスポーツの実践においても重大な結果をもたらす。UCIアンチ・ドーピング規則に従って停止されたライセンス保持者は、世界アンチ・ドーピング規程に前もって規定される例外を前提として、世界アンチ・ドーピング規程への署名者が認可または運営する競技または活動に、いかなる資格においても参加する承認を与えられない。
- ③ 資格停止中も、ライセンス保持者は、UCI/JCF規則違反への責任を有し、UCI/JCFの権威下にある。特に、ライセンス保持者はアンチ・ドーピング規則に拘束され、競技者は競技外ドーピング検査に服す義務がある。
- ④ 資格停止期間中は、国内連盟より経済的補助金が競技者に与えられてはならず、競技者はいかなる経済的補助金または彼のスポーツ実践に関連する優位性を受けてはならない。
- ⑤ UCIアンチ・ドーピング規則に拠る資格停止の結果の具体的詳細は、アンチ・ドーピング規則の第9条から第12条に規定される。
- (2) チーム、協会その他の同様な存在に対する資格停止は、その構成員およびあらゆる形でそれらに関係するすべてのライセンス所持者の資格停止をもたらす。ただし、審査委員会は、個人としての活動について、場合によっては制限をつけて権利を与えることができる。
- (3) 資格停止された登録者は、資格停止期間ライセンスを返納しなければならない。資格停止された人は、資格停止期間満了まで、ライセンスを返還されまたは新しいライセンスを与えられることはなく、現行規則またこれに従った決定により負わされた義務をすべて果たさないならば、いかなる資格においても自転車競技大会に参加することはできない。
- (4) 資格停止を受けた登録者の競技参加は無効とみなされる。加えて、当初課された資格停止期間は、参加違反の日から改めて開始するものとする。
- (5) 資格停止の決定およびこの決定に対する異議申立ての手続きは、たとえ異議申立てを行いまはその異議申立ての大意が調べられていなくても(異議申立ての撤回、容認されないまたは提出が遅れた異議申立て、その他)、資格停止の期間の開始日および終了日を自動的に規定する。6項(6)に従って、資格停止期間の開始は、異議申立てが可能である期間の終了後すぐに定められなければならない。
- (6) 資格停止は、スポーツ活動に関し有効である。関係する団体の通常の活動期間において有効である。このため、資格停止期間は、年間のいくつかの期間に分割され得る。
- (7) 資格停止を下す機関である国内連盟は、資格停止が有効となり次第UCIに通知する。国内連盟は、次の事項を明記する：
- ① 当該競技者の身元(姓・名、住所、国籍、国内連盟、カテゴリ、登録番号)
  - ② 資格停止を下した機関
  - ③ ペナルティの対象となった違反行為
  - ④ 資格停止期間の始まりと終りの日付
- 資格停止の条件のいかなる修正についても、最初に資格停止を報告したように、直ちにUCIに報告しなければならない。
- ただし、世界競技日程、大陸競技日程の競技に参加したことがない競技者に関しては、通知は不要

である。

8. ライセンス取消し  
ライセンス取消しについては、登録者規程、競技者登録規程および審判員登録規定による。
9. 制裁を科した場合、その説明を制裁権者が行う。
10. 教育的処置  
教育的処置を、他の制裁処置に代えて、またはそれに加えて提案できる。

- 第63条 (技術的不正)  
技術的不正は、制裁対象となる UCI 条項 1.3.010, JCF 規則第42条の違反行為である。  
技術的不正は以下の状況において生起する:  
a) 自転車競技内または周辺内における UCI 条項 1.3.010 の規定に適合しない自転車の存在;  
b) 自転車競技内または周辺内における UCI 条項 1.3.010 の規定に適合しない自転車の使用。  
すべての競技者およびチーム、または競技者の代理者は、そのすべての自転車が常に UCI 条項 1.3.010, JCF 規則第16条の規定に適合することを保証しなければならない。規定に適合しない自転車の自転車競技内または周辺内におけるいかなる存在も、自転車が競技において使用されたか否かにかかわらず、競技者およびチーム、または競技者を代理する者による技術的不正を構成する。
- 第64条 (差別)  
JCF 規則に拘束される人または団体による、言葉または行為によって、人種、肌の色、性、性的嗜好、宗教、政治信条、言語、少数民族または出身国または社会的な条件を理由として、人間としての尊厳に違反する方法で、人または人のグループを差別または誹謗するふるまいは、制裁を科される。
- 第65条 (脅迫)  
JCF 規則に拘束される人または団体による、脅迫行為は、制裁を科される。
- 第66条 (強制)  
暴力的な方法、脅威または他のすべての方法により、コミセール、クラシファイアまたは他のすべての権威に対して決定を行うこと、決定を行わないこと、決定を取り下げることを強制し、圧力をかける行為は、制裁を科される。
- 第67条 (危険行為)  
JCF 規則に拘束される人または団体による、安全または注意についての規則に違反する故意の行為または行動によって他の当事者を死または負傷の直接の危険にさらす行為は、制裁を科される。
- 第68条 (不正)  
JCF 規則に拘束される人または団体による、利益を得るために、不公平な方法で詐取し、不正を行う行為は、制裁を科される。偽情報の伝達はこの条項において不正を構成する。
- 第69条 (暴行)  
JCF 規則に拘束される人または団体による、人の身体的高潔性を傷つける行為は、制裁を科される。
- 第70条 (罰則表)  
罰則は、ペナルティ表に定める。ただし、国内競技については本連盟が、表中の「その他の競技」の欄に規定するより低位のペナルティを設定できる。
- 第71条 (主催者の違反行為)  
JCF は、ロード競技部門のために付表 2-3 の表に従って懲戒処分を宣告する資格がある。他の競技部門に対して JCF は、下記の違反行為に対して委員会が適切とみなす懲戒処分を宣告する資格がある。
1. 安全欠如  
主催者は、レースコースおよびその直近の周囲の秩序と安全に責任がある。主催者はすべてのインシデントに責任があり、実際に実施された組織的な手段が適用可能な安全基準を満たしている、具体的な状況を考慮し、これらが質に関して、そして質的な条件において十分であったことを証明することができない限り、主催者は懲戒処分に服すべきである。
  2. 契約上の義務の違反  
主催者はその契約上の義務の意図的な違反の場合に懲戒処分を科される。
  3. 規則上の義務の違反  
主催者は次により規定される義務の重大な、または再三の違反の場合に懲戒処分科される: UCI 規則; JCF 規則; 諸競技部門のための有用な主催者ガイド; 指示書または主催者の義務を規定している

他の文書と同様に様々なテクニカルガイド。

4. その他の違反行為

- (1) 自転車競技または UCI/JCF のイメージ、評判または利益を損なうような態度の行動；
- (2) 司法当局、委員会または他の UCI/JCF 当局の決定および/または指示を尊重しない；
- (3) コミセールにより与えられた指示に従わない；
- (4) 侮辱的な態度で行動し、中傷的なコメントをする、さもなければ品位の基本的規則に違反する；
- (5) 著しくまたは繰り返し、特に罰が規定されていない UCI/JCF 規則の条項に違反する；
- (6) スポーツマンらしくない態度で行動する。

## 第12部－2（第10章） 異議の申立て

### 第72条 （異議申立ての方法）

原則としてコミセール・パネルの決定が最終であり、異議申立てをすることはできない。大会特別規則で異議申立てを規定した大会においては、ライセンス所持者が競技規則中に定める機関に対してのみ異議申立てを行うことができる。

1. 違反行為の事実または競技中に下された決定に関する異議申立ては、コミセール・パネルに提出する。
2. 第34条の規定によりアピール・パネルが設置されている場合、異議申立てはチーフ・コミセールからアピール・パネルの委員長に手渡される。
3. 異議申立ては、書面にて供託金を付して提出する。異議申立てが認められた場合、この供託金は返還される。
4. 個人種目の場合または個人の順位に影響をおよぼしうることが生じた場合、異議申立てはその競技者個人が行う。
5. チームの順位または賞が争点の団体競技の場合は、チームまたはクラブの監督が、異議申立てを行う。
6. 規則を知らなかったということは、異議申立ての理由にならない。

### 第73条 （異議申立ての制限時間）

大会特別規則で異議申立てを規定されている場合、異議申立ては、下記の制限時間内に行う。

1. 競技者の資格、予選結果、競技者の組合せ、服装・機材または競技参加の正当性に対する異議申立てをする場合は、競技開始前に口頭で供託金なしで行うことができる。
2. 異議申立ては、フィニッシュ制限時刻または最後の競技者のフィニッシュ後、30分以内に提出しなければならない。コミセール・パネルのそれ以前の決定または順位に対する異議申立ては、決定が下されまたは結果が公表されてから30分以内に提出しなければならない。ステージ・レースの順位に関する異議申立ては、次のステージのスタート以前に提出しなければならない。
3. トラックレースにおける異議申立ては、上記の30分を10分に短縮する。競技者またはコミセール・パネルの下した決定に対する異議申立ては、その決定が伝達され、またはその競技が終了してから10分以内にコミセール・パネルに提出されなければならない。

### 第74条 （異議申立ての裁定）

1. 異議申立て者との異議申立ての対象となった者には、この件についての意見を述べる機会を与える。コミセール・パネルは直ちに決定を下す。
2. UCI 規則の制裁および手続きの条項に定める以外には、異議申立てに対して下されたコミセール・パネルの決定は、上訴の対象とならない。
3. コミセール・パネルは、その関係者から聴取または弁明の機会を与えた後、その異議申立てについて可及的速やかに決定を下さなければならない。
4. 異議申立てが十分な根拠があると宣言されたなら、コミセール・パネルはその競走を再レースとするか、結果を取り消すかを決定する。